【　17　】

＜社ガ日事発第169号　別紙①＞

 **リーダー登録資格の更新とは？**

**■リーダー登録資格更新制度とは？**

「リーダー登録資格更新制度」は、平成13年度からスタートしました。　少女と若い女性を支援する立場にあるリーダーには、常にリーダーとして備えてほしい資質・意識を持ち続け、ガールスカウト運動を推進するに当たって自ら研鑚を積んでいただきたいと願っています。指導者が日々の研鑚を大切にしていけるよう、リーダー資格を取得した年を初年度とし、5年間に5単位以上の指導者研修単元を取得することで、5年毎にリーダーとして登録する資格を更新していきます。

**■更新するためには？**

リーダーとして登録をするためには、更新年度の過去5年間の指導者研修単元を5単位以上取得している必要になります。　もし5単位以上の取得がない場合は、リーダー資格は失われるわけではありませんが、リーダーとしての登録ができません。単位については、多くの方が取得できるよう、他団体の研修の認定などよりよい方法をすすめていただくよう、ご理解ご協力をお願いします。（別紙②参照）

**■単元の数え方**

5年間に5単位以上の指導者研修単元を取得される方もいらっしゃると思います。

更新の際は、5年間に取得した指導者研修単元すべてを、登録資格の更新に必要な単元として数えます。そして更新した時点からは、改めて指導者研修単元5単位を数え直します。よって、次回の更新時には、　新たな5年間に5単位以上の取得が必要になります。（単元の繰り越しはしません）

また、さまざまな研修の機会を生かし多くの分野に触れることが望ましいですが、単元は重複して数えることもできます。

**■更新の手続きについて**

千葉県連盟・団が主体となっておこないます。　団全体で団運営の視点を持って団内のリーダーの状況を把握していただきたいとの思いから、団委員長が責任を持って手続きをしていただけるようお願いします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **①団**団内で指導者ノートを取りまとめ、**団委員長が指導者単元の取得を確認**する。登録票「資格更新年」記入 | ⇒ | **②　千葉県連盟**団から提出された、リーダー登録資格確認表、登録票をもとに千葉県連盟で確認を行う。。 | ⇒ | **③日本連盟**、登録書類受領 |
| ⇒ | **④団**千葉県連盟から確認通知を受け、指導者ノートに**団委員長が捺印する**。 |

*団が主体となって団運営をすることは、団の現状を把握したり、団活動を見直したりする機会となります。民主的な自主活動を展開しながら、組織を拡充し、ガールスカウト運動を広げていきましょう！*

**■5年間に5単位以上の指導者研修単元の取得ができなかったら？**

万が一、リーダーとして登録したい方がリーダー登録に必要な単位数を取得できなかった場合、**リーダー養成講習Aもしくは講習Bのいずれかの部門を１つ選んで再受講することで、リーダーとして登録できる資格を復帰できます**。（リーダー養成講習・指導者研修実施要領〔平成21年4月1日一部改訂〕）基本的には5年間に5単位以上の指導者研修単元が取得できるよう、積極的に研鑚の機会を大切にし、この制度の本来の意義をご理解ください。

【　17　】

＜**指導者ノートへの記入＞**下記の記入例をご参照ください。

更新の手続き①（P1参照）の段階で、団で指導者研修単元の取得を確認して更新年度を記入できます。更新の手続き④の段階で、団委員長が捺印します。

記入例

